

麻生区役所広報広聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻生区における区民の参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くため、麻生区役所の職員(以下「区職員」という。)が区にかかわる情報を積極的に区民に提供するとともに、区民のニーズを区の行政に反映させることを目的として、区の広報及び広聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱に規定する広報の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域課題対応事業
- (2) 区役所窓口業務の受付及び案内
- (3) 麻生区管内の諸行事
- (4) 区民へ啓発を促す事項
- (5) 区のイメージアップを図る事項
- (6) その他川崎市役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)に掲げる事務のうち、区民に広報することが有効であると認められるもの

2 この要綱に規定する広聴の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長への手紙(市長へのメールを含む。)
- (2) 手紙、電話、ファックス、応接、インターネットメール等様々な手法による意見、要望等の收受によるもの
- (3) パブリックコメント

(4) その他川崎市役所等事務分掌規則第2条に掲げる事務のうち、区民意見を聴取することが有効であると認められるもの

(職員の責務)

第3条 区職員は、一人ひとりが行政の推進者であることを自覚し、あらゆる機会を通じて広報及び広聴を積極的に行わなければならない。

2 区長は、区民の参加と協働を進め、暮らしやすい地域社会づくりを推進するため、広報及び広聴を活発化させるよう指揮監督を行わなければならない。

3 区の課長は、あらゆる媒体等を活用して広報及び広聴を積極的に行わなければならない。

(広報広聴主管等)

第4条 区民に有効かつ効果的な広報活動を進めるため、区に広報広聴主管、広報広聴主任及び広報広聴責任者を置く。

(1) 広報広聴主管

ア 広報広聴主管は、企画課長をもって充てる。

イ 広報広聴主管は、広報及び広聴の円滑な推進を図るため、市の関係部局又は外部の機関と連絡調整を行う。

(2) 広報広聴主任

ア 広報広聴主任は、企画課担当係長をもって充てる。

イ 広報広聴主任は、広報広聴主管を補佐するとともに、広報及び広聴の適正な処理を行う。

(3) 広報広聴責任者

ア 広報広聴責任者は、区の課長を充てる。

イ 広報広聴責任者は、広報広聴主管及び広報広聴主任と連携して、広報及び広聴を積極的に推進しなければならない。

ウ 広報広聴責任者は、常に情報収集に努めるものとし、所有する情報は適切に管理しなければならない。

エ 広報広聴責任者は、特に麻生区の行政にかかわりのある情報を入手したときは、広報広聴主管に情報提供するものとする。

オ 広報広聴責任者は、自らの業務を補佐させるため、広報広聴担当者を置くことができる。

(広報広聴計画等)

第5条 広報広聴責任者は、区長が別に定めるところにより、課（こども支援室を含む。）の年間広報広聴計画を作成し、広報広聴主管に提出しなければならない。

2 広報広聴主管は、前項の規定により提出された各課の年間広報広聴計画を取りまとめ区長に報告しなければならない。

3 区長は、前項の報告内容を川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号）第7条第4項の規定に基づき麻生区役所企画調整会議（以下「企画調整会議」という。）で調整の上、年間主要広報広聴計画を策定し、広報広聴責任者に示すものとする。

4 広報広聴責任者は、第1項による年間広報広聴計画及び前項による年間主要広報広聴計画に基づき、積極的に広報広聴活動を展開しなければならない。

(広報及び広聴活動結果)

第6条 広報広聴主管は、広報広聴責任者に対して、広報及び広聴活動結果の報告を求めることができる。

(広報広聴戦略会議)

第7条 区にふさわしい広報広聴のあり方及びその実現化に向けた取組を広く検討するため、区に広報広聴戦略会議を置くことができる。

2 区長は、広報広聴戦略会議により報告された事項は、区の行政に積極的に反映させるよう努めるものとする。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が企画調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。